

第5回定期総会議事録	
1、日 時	平成30年5月28日(月)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員6名(国分、前田、宮瀬、奥、今井、武本)
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	6番田畑委員、9番田上委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、6番田畑委員、9番田上委員にお願いします。
議案審議 議第1号	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について
議 長	1番、2番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番、2番議案朗読
議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番、2番について高倉委員に調査報告をお願いします。

2番 (高倉)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。1番は解約後に自作、2番は自作及び利用権設定となっております。審議をお願いします。
議 長	1番、2番について高倉委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号の1番、2番は許可と致します。続きまして3番、4番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	3番、4番議案朗読
議 長	3番、4番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番 (植山)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3番、4番について、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号3番、4番は許可と致します。続きまして5番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	5番議案朗読
議 長	5番について石川委員に調査報告をお願いします。
8番 (石川)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作ということです。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。

議 長	5 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 5 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号 議 長	空き家バンク付随農地について 空き家バンク付随農地について事務局お願いします。
事務局(高倉)	1 番議案朗読
議 長	1 番について、事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号 1 番は承認致します。
議案審議 議第 3 号 議 長	農用地利用集積計画 (案) について 議第 3 号 農用地利用集積計画 (案) についてですが、議事参与により、中原委員、武本推進委員は退室をお願いします。
議 長 (百留)	中原会長が議事参与ということですので代わって議長を務めさせていただきます。 では議第 3 号農地利用集積計画(案)についての説明を農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長 (百留)	只今説明のありました平成 30 年 (5 月分) 農用地利用集積計画 (案) について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長 (百留)	ご意見ありませんので、議第 3 号平成 30 年 (5 月分) 農用地利用集積計画 (案) については承認と致します。 では中原委員、武本推進委員入室をお願いします。
議案審議 議第 4 号 議 長	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番の報告をお願いします。
事務局(高倉)	1 番を朗読
議 長 1 番(橋本)	議第 4 号 1 番についての調査報告を橋本委員をお願いします。 (1 番の現地について説明) 譲り渡し人は高齢で中津にも在住しておりません。隣接する譲受人に農地を売り渡すということです。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 1 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番、3 番を事務局。
事務局(高倉)	2 番、3 番を朗読
議 長 2 番 (橋本)	議第 4 号 2 番、3 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。 (2 番、3 番の現地について説明) それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。

議 長	議第 4 号 2 番、3 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが 質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 2 番、3 番は許可と致します。続きま して 4 番を事務局。
事務局(高倉)	4 番を朗読
議 長	議第 4 号 4 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番(植山)	(4 番の現地について説明) 譲渡人と譲受人は親戚であり、贈与ということです。譲受人は農地収 得要件も満たしており、問題はないかと思われま。審議お願い致しま す。
議 長	議第 4 号 4 番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 4 番は許可と致します。続きまして 5 番を事務局。
事務局(高倉)	5 番を朗読
議 長	議第 4 号 5 番についての調査報告を百留委員にお願いします。
12 番(百留)	(5 番の現地について説明) 譲渡人と譲受人は兄弟であります。譲受人は農地取得要件を満たして おり、問題はないかと思われま。審議お願い致しま。
議 長	議第 4 号 5 番については、百留委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 43 号 5 番は許可と致します。続きまして 6 番を事務局。
事務局(高倉)	6 番を朗読
議 長	議第 4 号 6 番についての調査報告を村上委員にお願いします。
15 番(村上)	(6 番の現地について説明) 空き家バンク付随農地の売買ということです。双方に確認した結果、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 6 番については、村上委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 6 番は許可と致します。
議案審議	
議第 5 号	議第 5 号
議 長	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	(1 番の現地について説明) 申請目的は住宅敷地拡張用地です。当面は駐車場として予定しているとの事です。この地域は区画整理が行われており、換地が行われており境界の確認も十分できていますので特に問題はないと思われますので審議お願い致します。

議 長	議第 5 号 1 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 6 号 議 長	議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議事に入る前に 1 番については橋本委員が議事参与ですので退室をお願いします。 それでは 1 番事務局をお願いします。
事務局 (中春)	1 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番についての調査報告を前田推進委員をお願いします。
前田推進委員	(1 番現地について説明) 転用目的は 2 区画の宅地分譲用地です。排水については合併浄化槽を設置して水路に放流ということです。雨水についても造成地に水路を作りそちらに放流ということです。境界の確認も出来ており、周辺農地への影響もございません。以上審議をお願いします。
議 長	議第 6 号 1 番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員入室をお願いします では次に 2 番、3 番を事務局。
事務局 (中春)	2 番、3 番を朗読

<p>議 長</p> <p>2 番（坪根）</p>	<p>議第 6 号 2 番、3 番についての調査報告を坪根委員お願いします。</p> <p>（2 番現地について説明）</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。排水は合併浄化槽を設置して前面の水路に放流です。雨水も同様に放流です。問題ないと思われます。以上審議お願いします。</p> <p>（3 番現地について説明）</p> <p>転用目的は駐車場用地です。道路に面した擁壁の一部を切り下げて車の乗り入れとし、2 台分確保するとの事です。境界確認も出来ており問題ないと思われます。以上審議お願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 6 号 2 番、3 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 2 番、3 番については許可相当とし、県に進達致します。</p> <p>では 4 番、5 番事務局</p> <p>4 番、5 番を朗読</p>
<p>議 長</p> <p>4 番（義経）</p>	<p>議第 6 号 4 番、5 番についての調査報告を義経委員お願いします。</p> <p>（4 番現地について説明）</p> <p>申請用地の東側は 2m 程度の石垣があり周辺農地への影響もありませんので問題はないと思われます。審議お願いします。</p> <p>（5 番現地について説明）</p> <p>転用目的は事業所敷地拡張用地です。周辺もすでに宅地化されており、周辺への影響もないものと思われますので問題ないと思われます。審議お願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 5 号 4 番、5 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 4 番、5 番については許可相当とし、県に進達致します。次の議案に入る前に橋本委員が議事参与ですので退室をお願いします。</p> <p>では 6 番事務局</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>6 番を朗読</p>
<p>議 長</p> <p>5 番（植山）</p>	<p>議第 6 号 6 番についての調査報告を植山委員をお願いします。</p> <p>（6 番現地について説明）</p> <p>転用目的は駐車場用地です。市道の拡張に伴い境界の確認はできています。雨水、排水は前面の水路に放流ということで問題はないと思われまますので審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 6 号 6 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 6 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員入室をお願いします。</p> <p>続きまして 7 番、8 番事務局</p> <p>7 番、8 番を朗読</p>
<p>議 長</p> <p>6 番（田畑）</p>	<p>議第 6 号 7 番、8 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。</p> <p>（7 番現地について説明）</p> <p>転用目的は農家住宅です。生活排水は合併浄化槽を設置しそれから道路側溝へ放流となっております。雨水も同じく道路側溝へ放流となっております。</p> <p>境界確認も出来ており、周辺の農地への影響もございません。特に問題はないと思われまますので審議お願い致します。</p>

	<p>(8番現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅です。生活排水は合併浄化槽を設置して前面市道側溝へ流します。雨水も同様です。こちらも境界確認も出来ており、周辺の農地への影響もございません。特に問題はないと思われますので審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第6号7番、8番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第6号7番、8番については許可相当とし、県に進達致します。</p>
<p>議案審議 議第7号 議 長</p>	<p>議第7号 その他について事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局(福永)</p>	<p>1: 第6回定期総会について 日時 平成30年6月28日(木) 午前9時30分～ 場所 市役所 3階 大会議室</p> <p>2: 利用状況調査について 5月末までに資料を配布 提出期限8月末</p>
<p>議 長</p>	<p>その他何かありませんか</p>
<p>6番(田畑)</p>	<p>一般住宅の面積について確認したい</p>
<p>事務局(梶原)</p>	<p>過去、大分県の運用で一般住宅500㎡、農家住宅1,000㎡という運用があったが、現在は土地の利用計画を見て判断ということとなっています。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 5 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号空き家バンク付随農地について 1 番は承認と致します。</p> <p>議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 6 番については許可と致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番にいては許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 8 番については許可相当として県に進達致します。</p> <p>以上を持ちまして、平成 30 年第 5 回定期総会を閉会します。 （終 午前 10 時 40 分）</p>
------------	---